

由良町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

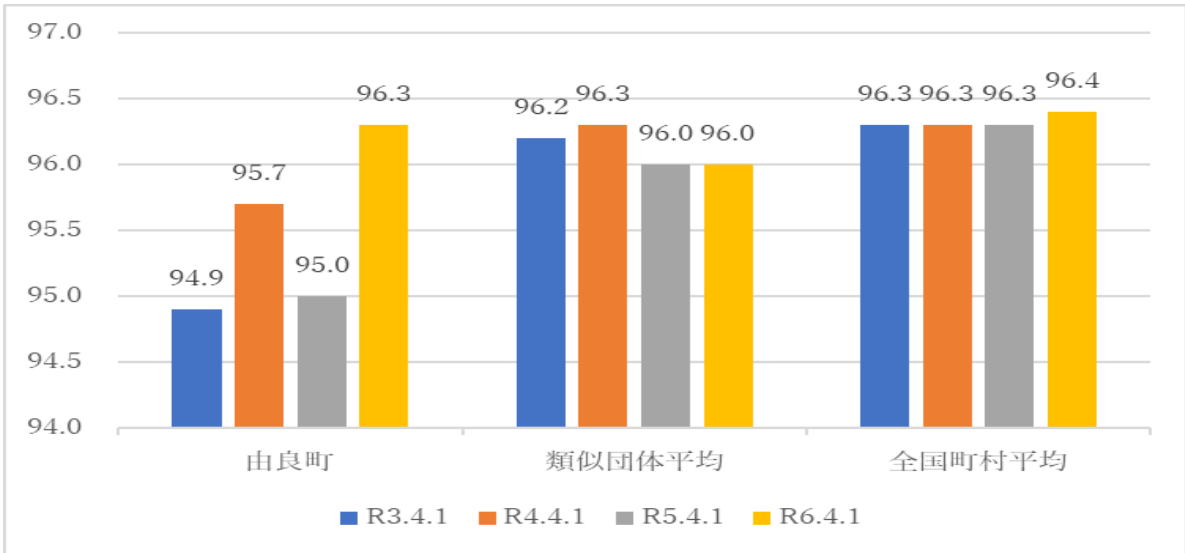
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 5,183	千円 4,217,866	千円 115,594	千円 549,394	% 13.0	% 13.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	慰・勲・給	計 B		
令和5年度	人 62	千円 190,557	千円 24,225	千円 74,428	千円 289,210	千円 4,665	千円 5,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数分布の変更に伴う変動

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層（３級以上の級の高位号給）については、最大４％程度引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）の実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
由良町	39.3歳	287,643円	324,058円	318,136円
和歌山県	42.7歳	322,409円	404,702円	360,703円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.0歳	303,305円	349,559円	327,177円

② 技能労務職（用務員）

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
由良町	56.5歳	1人	262,900円	266,900円	266,900円	用務員	49.1歳	244,800円	1.09
和歌山県	58.5歳	18人	300,200円	320,507円	314,689円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	51.0歳	3人	282,400円	304,568円	293,301円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
由良町	5,080,728円	3,297,300円	1.54

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		由良町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	164,000円	169,000円	—
	中 学 卒	155,300円	155,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	283,100円	331,217円	373,017円
	高 校 卒	—	251,500円	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

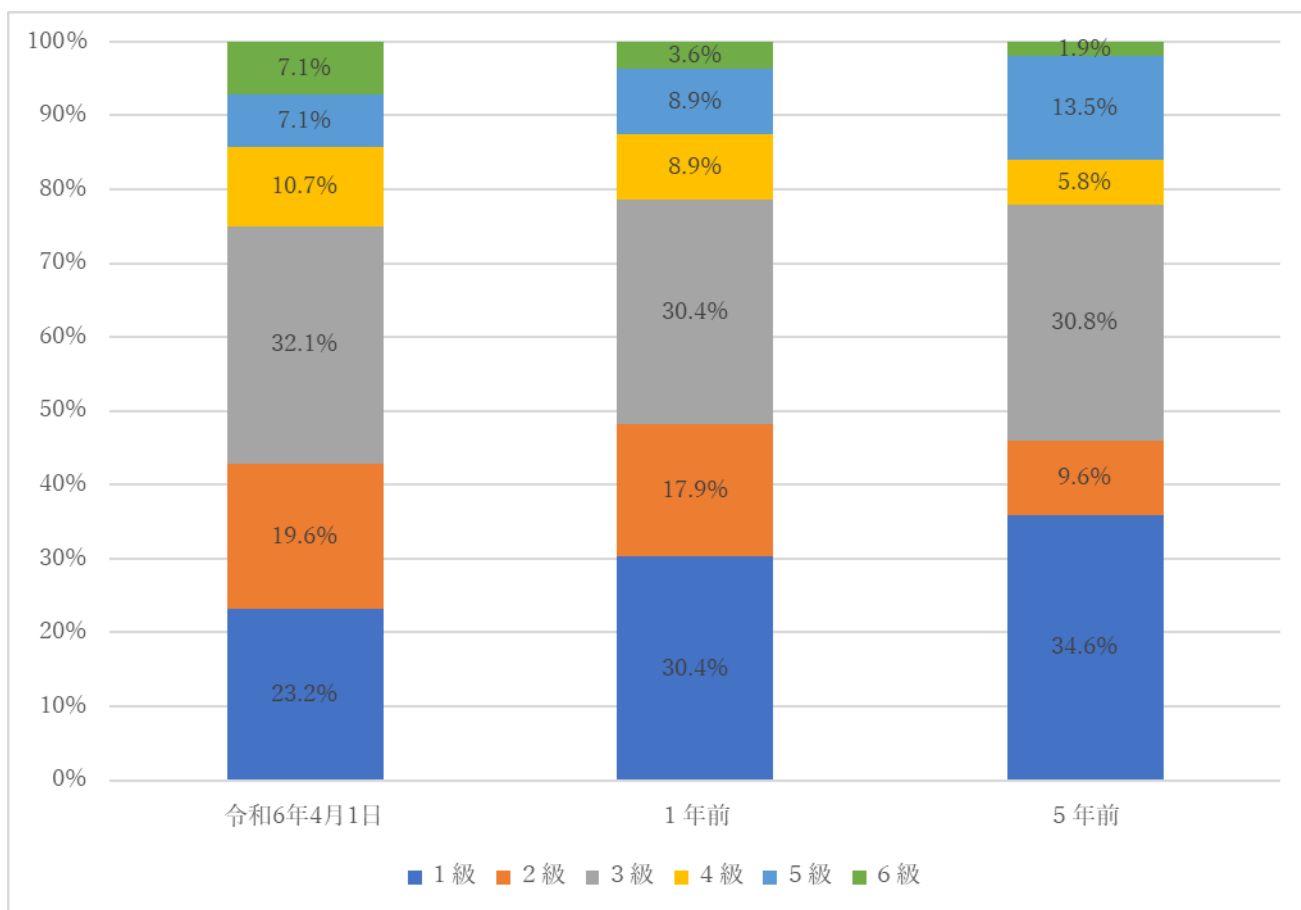
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

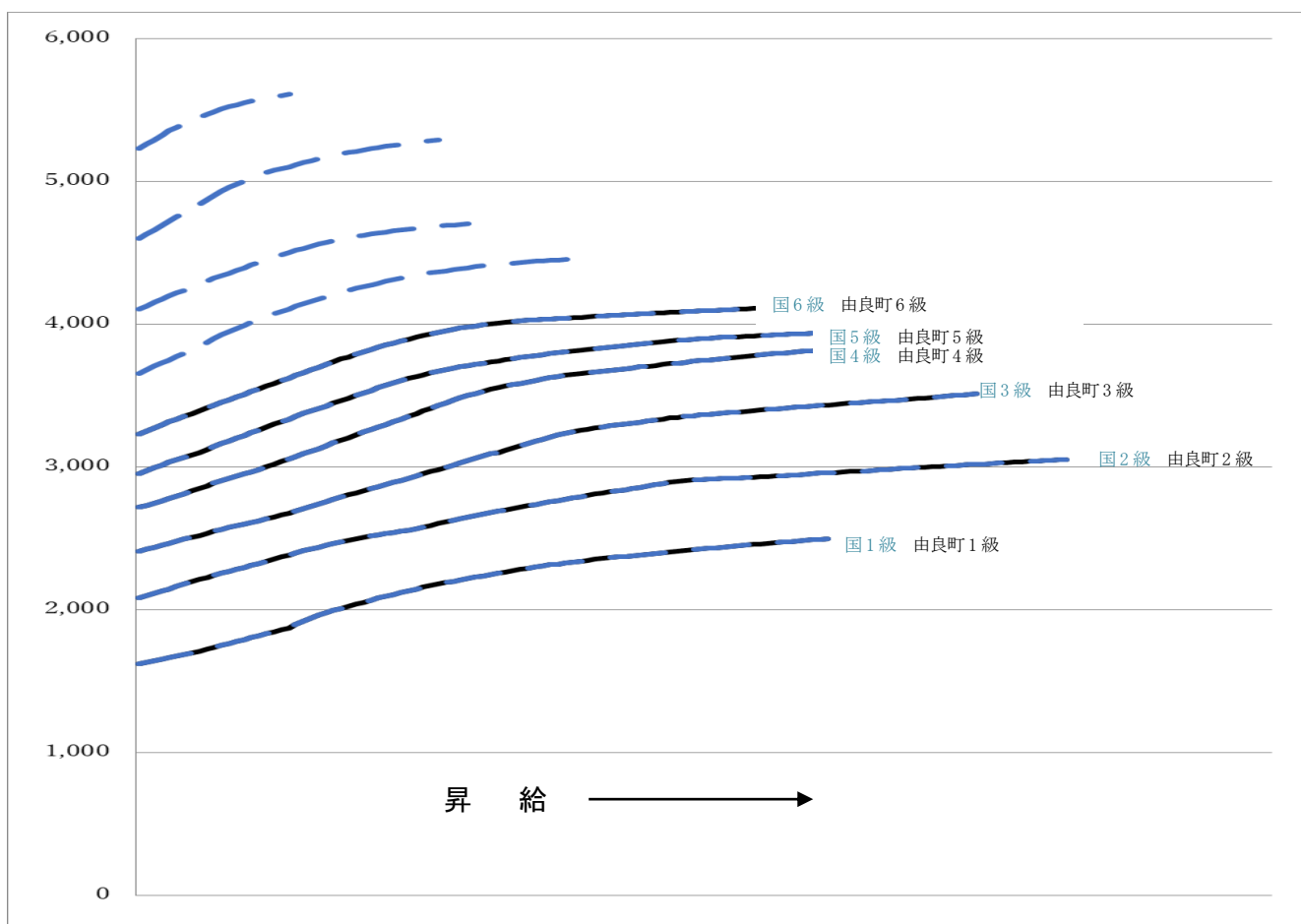
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	参 事	人	%	円	円
	困難な業務を行う課長	4	7.1	323,100	411,300
5 級	会 計 管 理 者	人	%	円	円
	課 長 困難な業務を行う副課長	4	7.1	295,400	394,000
4 級	副 課 長	人	%	円	円
	課 長 補 佐 室 長	6	10.7	271,600	382,000
3 級	主 査	18人	32.1%	240,900円	351,000円
2 級	副 主 査	人	%	円	円
		11	19.6	208,000	305,200
1 級	主 事 技 師	13人	23.2%	162,100円	249,400円

（注）1 由良町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（由良町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

由良町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,278千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,654千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（由良町）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率		○		○
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

由良町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）			定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）		
（退職時特別昇給 無）					
１人当たり平均支給額		465千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

制 度 な し

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			21,000円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			2,100円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）			13.5％	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和５年度決算）	左記職員に 対する支給単価
防疫手当	町職員	伝染病・家畜伝染病防疫業務	21,000円	１日 1,000円
死亡人取扱手当	町職員	行旅死亡人等の死亡の収容取扱作業	－	１日 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	5,079千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	96千円
支給実績(令和4年度決算)	10,864千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	184千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○父母等 6,500 円 ○満16歳から 5,000 円 満22歳の子	同じ	—	7,229千円	233千円
住 居 手 当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給 (28,000円限度)	同じ	—	3,425千円	263千円
通 勤 手 当	○交通機関を利用して通勤している職員に対して、月額最高55,000円 ○交通用具を利用して通勤している職員に対して、2,000円から20,900円まで、四輪の場合は2,500円から20,000円まで。	異なる	使用距離の区分及び支給額	3,293千円	87千円
管理職手当	○参事・課長（6級）の職員に40,000円 ○課長（5級）、会計管理者の職員に35,000円 ○副課長（5級）の職員に28,000円 ○副課長（4級）の職員に24,000円 ○課長補佐の職員に22,000円	異なる	定額支給	5,244千円	374千円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して、一時間当たりの給与額×0.35×時間数	同じ	—	0千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1回につき4,400円	同じ	—	1,375千円	14千円
管理職特別勤務手当	職務の級が4級以上の職員が週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、6時間を超えた時9,000円、6時間以下の場合、6,000円	異なる	支給単価及び時間区分	0千円	0千円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 町 長	590,000円	870,000円／ 523,000円		
報 酬	議 長	300,000円	928,500円／ 200,000円		
	副 議 長	250,000円	316,000円／ 170,000円		
	議 員	230,000円	301,000円／ 150,000円		
期 末 手 当	町 副 町 長 長	(令 和 5 年 度 支 給 割 合) 2.45月 分			
	議 副 議 長 長 員	(令 和 5 年 度 支 給 割 合) 2.45月 分			
退 職 手 当	町 副 町 長 長	(算 定 方 式)	(1 期 の 手 当 額)	(支 給 時 期)	
		700,000円×在職月数×0.433	14,548,800円	在職中通算、任期毎の選択制	
		590,000円×在職月数×0.258	7,306,560円	在職中通算、任期毎の選択制	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

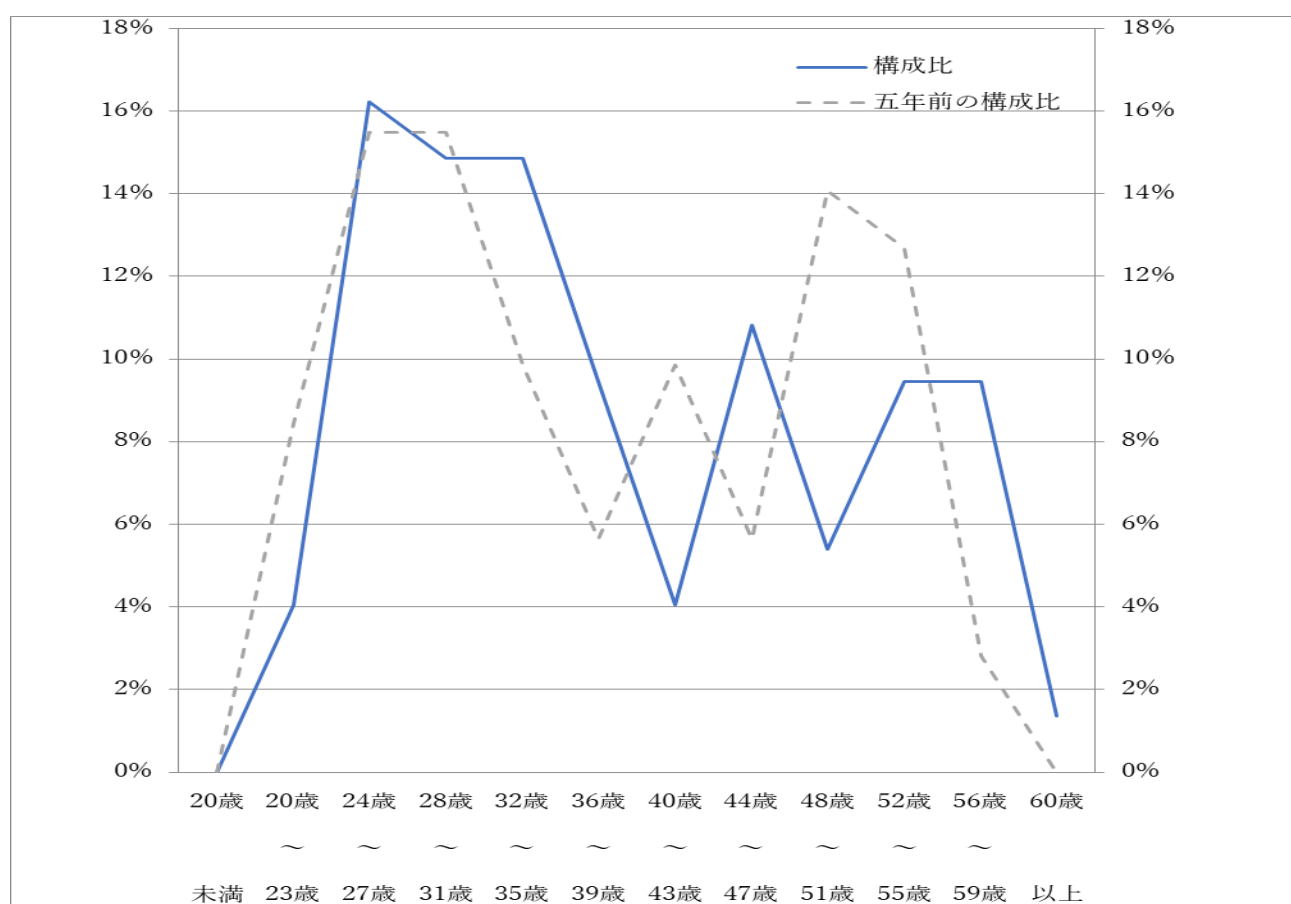
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	2	職 員 数 の 増
		総 務	17	19		
		税 務	5	5		
		民 生	6	6	1	職 員 数 の 増
		衛 生	5	5		
		農 林 水 産	5	6		
		商 工	3	3	△ 1	職 員 数 の 減
		土 木	9	8		
	計		52	54	2	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 104. 19 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 117. 66 人)
	教育部門		7	8	1	職 員 数 の 増
消防部門						
小 計		59	62	3	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 119. 62 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 140. 80 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道		4	4		
	下 水 道		4	3		
	そ の 他		5	5		
小 計		13	12			
合 計			72 [100]	74 [100]	2 [100]	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 142. 77 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	3人	12人	11人	11人	7人	3人	8人	4人	7人	7人	1人	74人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和3年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	50	50	50	50	52	54	4(8%)
教育	9	9	8	7	7	8	△1(△11%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	59	59	58	57	59	62	3(5%)
公営企業等会計計	12	13	13	13	13	12	0(0%)
総合計	71	72	71	70	72	74	3(4%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職 員給与費比率
令和5年度	千円 209,181	千円 4,784	千円 30,346	% 14.5	% 14.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	慰・労・職 料	計 B		
令和5年度	人 4	千円 14,821	千円 2,249	千円 5,975	千円 23,045	千円 5,761	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
由良町	43.50歳	324,025円	480,160円
団体平均	45.80歳	337,221円	508,691円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

由良町	団体平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,494千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

由良町			団体平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5％）			定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5％）		
（退職時特別昇給	無	）	（退職時特別昇給	無	）
1人当たり平均支給額	465千円		1人当たり平均支給額	22,390千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4職員手当の状況(2)退職手当と同じ平均額としています。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

制 度 な し

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	—	%
手当の種類（手当数）	—	

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	97千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	48千円
支給実績（令和4年度決算）	272千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	136千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○父母等 6,500 円 ○満16歳から 5,000 円 満22歳の子	同じ	—	456千円	228千円
住 居 手 当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて支給 (28,000円限度)	同じ	—	318千円	318千円
通 勤 手 当	○交通機関を利用して通勤している職員に対して、月額最高55,000円 ○交通用具を利用して通勤している職員に対して、2,000円から20,900円まで、四輪の場合は2,500円から20,000円まで。	異なる	使用距離の区分及び支給額	204千円	68千円
管理職手当	○参事・課長（6級）の職員に40,000円 ○課長（5級）、会計管理者の職員に35,000円 ○副課長（5級）の職員に28,000円 ○副課長（4級）の職員に24,000円 ○課長補佐の職員に22,000円	異なる	定額支給	816千円	408千円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して、一時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ	—	0千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1回につき4,400円	同じ	—	0千円	0円
管理職特別勤務手当	職務の級が4級以上の職員が週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、6時間を超えた時9,000円、6時間以下の場合、6,000円	異なる	支給単価及び時間区分	0千円	0千円